

湖沼における下水道事業推進協議会

1 概要

(1) 目的

本協議会は、湖沼の水質保全に資するため、湖沼流域における下水道事業の推進と諸問題の連絡調整を図り、事業執行の円滑な推進に寄与することを目的としています。

(2) 構成県と主な湖沼

湖沼における下水道事業推進協議会の構成県は次の8県です。(平成30年3月1日現在)

- ・ 秋田県 (八郎湖)
- ・ 茨城県 (霞ヶ浦)
- ・ 千葉県 (印旛沼、手賀沼)
- ・ 山梨県 (山中湖、河口湖、西湖、精進湖)
- ・ 長野県 (諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖)
- ・ 滋賀県 (琵琶湖)
- ・ 島根県 (宍道湖、中海)
- ・ 岡山県 (児島湖)

(3) 活動内容

- ・ 湖沼水質保全のための情報交換並びに連絡調整
- ・ 下水道事業の推進、高度処理や面源対策等のための情報交換並びに連絡調整
- ・ 国及び関係方面に対する要望活動
- ・ その他目的を達成するために必要と認められる事業